



平成28年1月発行

# 法人ニュース仙南

第46号  
2016



法人会キャラクター けんた

発行者／公益社団法人仙南法人会 白石市字中町11(井丸ビル6F) 発行人／渡邊 大助

編集委員会／広報委員会 TEL／0224-24-5372 FAX／0224-25-6608 URL／<http://www.sennanho.or.jp>



写真：蔵王樹氷風景（提供：蔵王町農林観光課）

## 主な内容

会長挨拶	2	●	事業報告	7
ストレスチェックについて	3	●	周知事項等	13
平成28年度税制提言	5	●	税務署だより	14



# 新年のご挨拶

会長 渡邊 大助

(仙南信用金庫理事長)



新年あけましておめでとうござい  
ます。  
会員の皆様には、穏やかな新春を  
お迎えのこととお慶び申し上げます。  
日頃は、当会の事業運営にご協力、  
ご支援いただき、厚くお礼申し上げ  
ます。  
新年にあたり一言ご挨拶申し上げ  
ます。

東日本大震災から早や5年が過ぎ  
ようとしています。被災地の状況を  
みますと、道路や施設、インフラ復  
旧は進んでいます。避難生活者や  
原発事故における災害廃棄物・瓦礫  
等の処理が遅れており、未だ道半ば  
となっております。

我が国の経済は、安倍政権の三本  
の矢の一体的推進により、デフレ脱  
却と経済再生に積極的に取り組む経  
済活動の「好循環」が回り始め、景  
気は緩やかな回復基調となっていま  
すが、まだ期待した効果が表れてい  
ない状況にあります。そのようなな  
かにおいて、経済の好循環を加速さ  
せるため、新たな3本の矢「①希望  
を生み出す強い経済、②夢を紡ぐ子  
育て支援、③安心につながる社会保  
障」を打ち出し、1億人総活躍社会  
を目指す取り組みを推し進め、地方へ  
の好循環拡大に向けた経済政策を図  
ろうとしており、今後の景気回復に  
期待するところ大であります。

さて、当会は、平成25年4月1日  
より公益社団法人として新たなス  
タートを切り、従来からの会員を対  
象とした活動から、会員以外の法人

等にも門戸を開きより広範囲な活動  
を展開しているところ。当会における今年の活動は「①税  
に関する知識の普及・納税意識の高  
揚、税制等調査活動の実施 ②企業  
経営の安定化のためのセミナー等の  
開催 ③社会貢献活動の展開」の3  
本柱を中心に、社団法人化以降30余  
年にわたり活動してきた経験と実績  
に磨きをかけ、取り組むことしま  
す。

税関連の活動における税知識の普  
及・納税意識の高揚策としては、小  
学生を対象とした租税教室、法人を  
対象とした税制改正セミナー、各支  
部との連携による税の広報活動等を  
積極的に推し進めてまいります。税  
制等に関する調査研究としては、平  
成29年度に向けて、税に関する提言  
活動を積極的に推し進めてまいりま  
す。

企業経営の安定化のためのセミ  
ナー等の活動においては、平成28年  
1月運用開始予定の「マイナンバー」  
制度の理解と円滑な運用に向けた案  
内の実施、中小企業向けの経営セミ  
ナー等の開催及びストレスチェック  
制度の導入に向けた講習会を積極的  
に推し進めてまいります。

社会貢献活動においては、健全な  
青少年育成を図るため「わんぱく相  
撲大会」への支援、介護施設支援と  
しての物資寄贈、節電運動として  
の「いちごプロジェクト」(使用電力  
15%削減)による広報活動、世界  
の子供たちへワクチンを提供するた

めの「エコキャップ回収」等を引き  
続き積極的に推し進めてまいります。  
そのほかの活動として、会員及び  
会員の従業員・家族を対象に、経営  
リスク低減に向けた各種保険商品の  
案内、健康管理のサポートとしての  
健康診断の充実等を推し進めてま  
いります。

法人会は、全国80万企業の会員が、  
全国441の法人会組織に拠って一  
貫して地域に密着した活動を展開し  
ています。当会においても、全国の  
法人会とともに社会への貢献に一層  
の努力をして参りますのでよろしく  
ご協力方お願い申し上げます。

最後になりましたが、当会の課題  
の一つに会員増強があります。平成  
27年10月1ヶ月を見ると、ようやく  
会員が増加となりましたが、年間を  
通してみると、依然会員は減少傾向  
にあります。公益社団法人移行後  
における活動を充実したものとす  
るためには、会員収入等財政基盤の確立  
が喫緊の重要な課題であり、今後と  
も広く法人会活動世間にアピールし、  
会員減少に歯止めをかけ、会員増強  
に繋げてまいりたいと考えておりま  
す。つきましては、会員の皆様には、  
当会の事業運営に積極的に参画され  
るとともに、法人会への加入勸奨をあら  
ゆる機会を通して積極的に実施して  
いただくようお願い申し上げます。

本年は「丙申(ひのえ・さる)」  
年です。「丙」は「形が明らかになっ  
ていく」、「申」は「実が固まってい  
く」と言われ、「丙申」年は「これ  
までの頑張りや形になる、これまで  
の努力が評価される」明るい年と言  
われております。被災地の早期復旧・  
復興と、会員の皆様のご健勝及びご  
発展をご祈念申し上げ年頭のご挨拶  
といたします。

## 四氏が表彰の栄誉に輝く

### 東北六県法人会連合会会長表彰



大内英保氏 四竈 均氏

### 大河原税務署表彰



野口敬志氏 森 建人氏

平成27年度における大河  
原税務署納税表彰式は11月  
11日に大河原町「ララ・さ  
くら」において、優良申告  
法人表彰は、表彰者事務所  
において、東北六県法人連  
合会会長表彰は11月6日仙  
台市「江陽グラウンドホテ  
ル」においてそれぞれ挙行  
され、当会からは次の四氏  
が受賞されました。  
受賞された方々は申告納  
税制度の普及発展及び永年  
にわたる法人会活動の功績  
が評価されたものです。(肩  
書は現役職・敬称略)

◆大河原税務署  
納税表彰  
理事 森 建人  
理事 野口 敬志

◆東北六県法人会連合会表彰  
副会長 四竈 均  
厚生委員 大内 英保

## 謹賀新年

会長

渡邊 大助(白石)

仙南信用金庫

副会長

村上 睦夫(白石)

(株)朝文堂

久保内忠男(角田)

(有)久保内電気工業所

大沼 毅彦(柴田)

(株)サカモト

齋 清志(大河原)

(株)サイ薬局

佐藤 義信(蔵王)

丸山(株)

春日部泰昭(丸森)

(株)春日部組

鈴木 正司(川崎)

(有)鈴木設備工業所

大沼 克巳(村田)

オオヌマ(株)

梅津 政志(七ヶ宿)

(有)クリキク七ヶ宿





平成27年12月から会社に義務付け

(株)人事サポートプラスワン代表取締役

松本健吾

# ストレスチェック制度 導入前の準備

## ストレスチェック 制度の概要

会社では、社員のストレスチェックを実施しなければならず、ストレスが高いと判断された社員の面接指導を行い、終業上の措置を講じる必要があります。

さらに、集団ごとに分析し、職場等への適切な措置も求められます。これら一連の取組を「ストレスチェック制度」といい、平成27年12月から会社に義務付けられました。

メンタルヘルス不調を未然に防止することにあります。特に、うつ病等の精神疾患のスクリーニングではない

ことに留意しなければなりません。また、ストレスチェックを受検しないことや面接指導結果を理由として、労働者を不利益に取扱ってはならないことにも注意が必要です。

## 基本方針の表明と衛生委員会による調査審議

まずは、会社は、目的や法令遵守などを基本方針として表明することから始まります。

そして、衛生委員会等において、実施方法等の調査審議を行います。

この制度において、衛生委員会等の位置づけが非常に重要で、すべてを司るといってもよいでしょう。

ただし、最終的に決定するのは会社ですので、衛生委員会等の調査審議を踏まえ、会社でルールとして策定することになります。

## 実施頻度と対象となる労働者

ストレスチェックは、1年以内ごとに1回、定期に実施しなければなりません。つまり、初回は平成28年11月までに実施することになります。

なお、所轄労働基準監督署への実施状況報告も義務付けられていますので、忘れずに提出しましょう。

また、ストレスチェックの対象者は、「常時使用する労働者」です。

具体的には、1週間の所定労働時間数が正社員の4分の3以上であって、期間の定めのない方はもちろん1年以上の労働契約であれば対象になります。

ただし、対象となる労働者がすべて受けなければならない訳ではなく、受けるかどうかは社員自身が判定します。

つまり、会社には実施する義務がありますが、社員には受診する義務はありません。

## 実施者と結果の通知

ストレスチェックを実施する義務は会社ですが、実際に実施するのは、医師、保健師等です。これを「実施者」といいますが、会社の産業医が最もふさわしい



## ストレスチェック 制度のポイント

- 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施することが事業者の義務となります。（労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務）
- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止されます。
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されます。
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となります。

施行日 平成27年12月1日



でしよう。

実施後は、①ストレスプロフィール（ストレスの特徴や傾向を数値や図表等で示したもの）、②高ストレス者（調査票による点数が一定以上に高い者）かどうかの評価結果、③面接指導の対象者かどうかの判定結果を個人ごとに通知します。できれば、セルフケアのための助言・指導や面接指導の申出方法なども通知しましょう。

なお、このストレスチェック結果は、実施者から社員へ、直接通知されるようにしなければなりません。

つまり、会社は知ることができず、必要であれば社員から同意を得なければなりません。

なお、受検したかどうかについては、同意なく把握できますので、受けていない社員には、勧奨することが望まれます。

## 面接指導の実施と その後の適切な措置

会社では、高ストレス者と選定され、面接指導を受けなければならないと実施者が認めた者が申出た場合には、医師による面接指導を実施しなければなりません。面接指導を実施する医師について、会社の産業医がふさわしいです。

そして、会社は、面接指導の結果に基づき、その社員に対する必要な措置について、医師から意見聴取をしなければなりません。そのうえで、必要があると認められる場合は、その社員の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じます。

このとき、あらかじめその労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じて理解が得られるよう努めましょう。

また、会社は、実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団（部・課など）ごとに集計・分析させ、その結果を勘案し、心理的な負担を軽減するための適切な措置を講じるよう努めなければなりません。

このような対応は努力義務ですが、職場のストレスを低減させるため、できるだけ実施することが望まれます。

## 50人未満の事業場の場合

労働者数が50人未満の事業場については、当分の間、努力義務とされます。

なお、事業場とは、労働基準法における考え方と同一で、主として場所的観念（同一の場所か離れた場所か）で決定されますので、場所的に分散しているものは別個の事業場とされます。

もし、同じ都道府県である複数の従業員数50人未満の事業場で、合同でストレスチェックを実施し、また、

社員へ通知されます。しかしながら、ストレスチェックは、社員に受診義務がなく、結果についても会社は知ることができません。

このように、心の健康に関する情報はセンシティブなものであり、適切に保護されるべきであると認識することが重要です。

なお、定期健康診断の費用は、会社で負担すべきものですが、かかりつけ医など任意なものまで負担するものではありません。

しかし、ストレスチェック制度の費用は、会社が負担しなければならず、労働者に負担させることはできません。

また、就業時間内に実施することやその時間に対する賃金は、定期健康診断と同様に、労使で協議して決めることであるとしながら、会社で負担することが望ましいとされています。

## ストレスチェックと 健康診断の違い

ストレスチェックは、対象となる労働者の範囲が定期健康診断と同様であることから、同時に実施することが考えられます。

ただし、定期健康診断は、かかりつけ医で受けられますが、ストレスチェックは、会社が指定した実施者でなければなりません。

また、定期健康診断は、社員に受診義務があり、その結果についても会社から

# 平成28年度税制改正提言

## 中小企業の力強い成長なくして

## 真の経済再生なし！

風間白石市長及び佐久間白石市議会議長へ  
当会副会長佐藤義信より「平成28年度税制  
改正に関する提言書」を交付

場 所：白石市市役所応接室  
交付日：平成27年11月27日（金）

風間白石市長へ  
税制改正を提言

佐久間白石市議会議  
長へ税制改正を提言



法人会はこのほど、28年度の税制改正に  
向けた提言をまとめました。  
提言は、財政や税制に関して多岐にわた  
る内容で、政府や関係省庁に要望の実現を  
求めています。  
主旨を要約掲載いたしますが、活動にご  
支援を心よりお願いします。

### I 税・財政改革のあり方

#### 1. 財政健全化に向けて

財政健全化目標を達成す  
るには、厳しい財政規律の  
下で歳出・歳入両面からよ  
り堅実な数値目標を設定し  
て地道に取り組むことが求  
められる。

(1) 財政健全化は歳出、歳  
入の一体的改革によって  
進めることが重要である。

歳入では安易に税の自  
然増収を前提とすること  
なく、また歳出は聖域を  
設けず具体的削減の方策  
と工程表を明示し着実に  
実行すべきである。

(2) 消費税率10%への引き  
上げに当たっては、経済  
への負荷を和らげる財政  
措置も必要であるが、そ

れが財政健全化の阻害要  
因とならないよう十分注  
意すべきである。

(3) 国際的信認が揺らいだ  
場合、金利の急上昇など  
金融資本市場に多大な影  
響を与え、成長をも左右  
すると考えられる。  
市場の動向を踏まえた  
細心の財政運営が求めら  
れる。

#### 2. 社会保障制度に対する 基本的考え方

持続可能な社会保障制度  
を構築するには、適正な  
「負担」を確保するととも  
に「給付」を「重点化・効  
率化」によって可能な限り  
抑制することである。

(1) 年金については、「マ  
クロ経済スライドの厳格  
対応」、「支給開始年齢の  
引き上げ」、「高所得高齢  
者の基礎年金国庫負担相  
当分の年金給付削減」等、  
抜本的な施策を実施する。  
(2) 医療については、成長  
分野と位置付け、大胆な  
規制改革を行う必要があ  
る。  
給付の急増を抑制す  
るために診療報酬（本

体）体系を見直すことも  
に、ジェネリックの普及  
率80%以上を早期に達成  
する。

(3) 介護保険については、  
制度の持続性を高めるた  
めに真に介護が必要な者  
とそうでない者にメリハ  
リをつけ、給付のあり方  
を見直す。

(4) 生活保護については、  
給付水準のあり方などを  
見直すとともに、不正受  
給の防止など、さらなる  
厳格な運用が不可欠であ  
る。

(5) 少子化対策では、現金  
給付より保育所の整備な  
ど現物給付に重点を置い  
た方が効果的である。

(6) 企業の過度な保険料負  
担を抑え、経済成長を阻  
害しないような、社会保  
障制度の確立が求められ  
る。

#### 3. 行政改革の徹底

消費税引き上げに国民に  
痛みを求めることになり  
はなく、その理解を得るに  
は地方を含めた政府・議会  
が「まず隗より始めよ」の  
精神に基づき自ら身を削ら

なければならぬ。

(1) 国・地方における議員  
定数の大胆な削減、歳費  
の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏ま  
え、国・地方公務員の人  
員削減と、能力を重視し  
た賃金体系による人件費  
の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法  
人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入  
を行い成長につなげる。

#### 4. 消費税引き上げに伴う 対応措置

消費税率10%への引き上  
げに当たっては、行政改  
革の徹底、歳出の見直し  
に本腰を入れるだけでな  
く、景気動向も十分注視  
する必要がある。

(1) 軽減税率は事業者の事  
務負担、税制の簡素化、  
税務執行コストおよび税  
収確保などの観点から問  
題が多く、当面（税率  
10%程度までは）は単一  
税率が望ましい。  
また、インボイスにつ  
いては、単一税率であれ  
ば現行の「請求書等保存  
方式」で十分対応できる



ものと考えるので、導入の必要はない。

(2) 低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

(3) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。

消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

## 5. マイナンバー制度について

国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。

また、マイナンバー運用に当たっては、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。

マイナンバーによる国民

の利便性を高めるためにも、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めておきたい。

## 6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たつ

# Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

## 1. 法人実効税率20%台の早期実現

アジアや欧州各国との税率差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。

こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要がある。「20%台」は早期に実現すべきである。

税率引き下げの代替財源については、財政健全化目

ては、①経済の持続的成長と雇用の創出、②少子高齢化や人口減少社会の急進展、③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など経済社会の大きな構造変化、④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性：などどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

## 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。

300万円)を撤廃する。

## 3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。

その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

① 株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③ 対象会社規模を拡大する。

(2) 親族外への事業継承に対する措置の充実

(3) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

## 1. 税務知識普及・納税意識高揚事業

会員及び一般に向けて税知識の普及、納税意識の高揚を図るため各種イベントを実施

### ●税知識の普及等を図るため、改正税法説明会、新設法人説明会等を実施

#### 【仙南優法会との共催による改正税法説明会】

- ・実施日：平成27年9月17日
- ・場 所：仙南建設会館
- ・講 師：後藤 昭公氏（法人課税部門統括調査官）  
澤里 洋子氏（法人課税部門上席調査官）
- ・テーマ：改正税法、マイナンバー制度について
- ・参加者：16名



平成27年度において、法人税、所得税、資産税等が改正となっています。税の申告時に再度確認願います。

#### 【新設法人説明会】

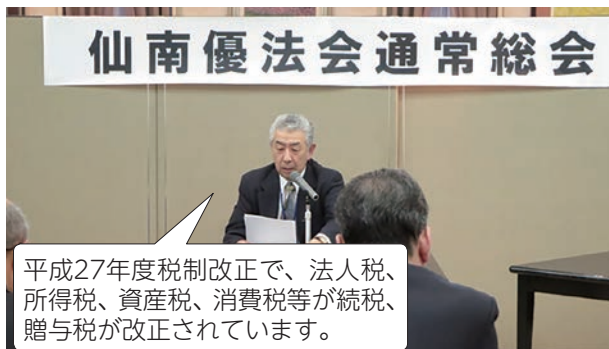
- ・実施日：平成27年11月9日
- ・場 所：大河原税務署東庁舎
- ・講 師：後藤 昭公氏（法人課税部門統括調査官）  
澤里 洋子氏（法人課税部門上席調査官）
- ・参加者：16名



決算利益に、申告調整により所得金額が確定します。その所得金額に基づき法人税等が算定されます。また、マイナンバー制度も運用開始しますので、取扱いには、十分注意願います。

#### 【仙南優法会との共催による税務講演会】

- ・実施日：平成27年11月26日
- ・場 所：仙南建設会館
- ・講 師：後藤 昭公氏（法人課税部門統括調査官）
- ・テーマ：税の歴史について
- ・参加者：10名



平成27年度税制改正で、法人税、所得税、資産税、消費税等が統税、贈与税が改正されています。

#### 【全国青年の集い（第29回）茨城大会】

- ・実施日：平成27年11月20日～21日
- ・場 所：茨城県民文化センター
- ・プレゼン：みやぎのキズナ（宮城県青連）
- ・参加者：6名



青年の集い全国大会模様における仙南法人会・青年部会代表メンバーです。

#### 【租税教室】

- ・実施日：平成27年11月17日、12月11日、15日（2校）、16日、平成28年1月19日
- ・場 所：白石第二小、横倉小、村田小、大河原小、永野小、桜小
- ・講 師：青年部会、女性部会メンバー
- ・テーマ：税金について
- ・実施数：6小学校



【女性部会・租税教室模様】税金は、みんなが生活しやすいように上手に使われていますよ。



【青年部会・租税教室模様】このように、税金がないことは、安心して暮らせないことになるのです。





### 【青年部会による税務講演】

- ・実施日：平成27年12月6日
- ・場 所：バーデン家壮鳳（遠刈田温泉）
- ・講 師：横田事務局長
- ・テーマ：下請法、消費税転嫁対策について
- ・参加者：16名



### 【税のえはがきパネル展示会】

- ・実施日：平成27年10月19日～23日
- ・場 所：大河原税務署 1F



## 2. 経営支援揚事業

### 企業経営の安定のために各種セミナー等を実施

#### 【中小企業会計啓発・普及セミナー】

- ・実施日：平成27年10月8日
- ・場 所：仙南建設会館（大河原町）
- ・講 師：大場 宣英氏（中小企業診断士 経営コンサルタント）
- ・テーマ：企業の継続成長を目指す会計
- ・参加者：13名



#### 【仙南ひまわり会との共催による講演会】

- ・実施日：平成27年12月2日
- ・場 所：しんきんホール（仙南信用金庫本店）
- ・講 師：長谷川 幸洋氏（ジャーナリスト）
- ・テーマ：激動する世界と日本の針路
- ・参加者：280名



#### 【移動講演会】

- ・実施日：平成27年11月17日
- ・場 所：遠刈田温泉 バーデン家壮鳳
- ・講 師：木村 久美氏（T-PEC認定アドバイザー） 平山 貴之氏（A&H商品企画部マネージャー）
- ・テーマ：医療・健康セミナー「医療格差とセカンドオピニオンの重要性」
- ・参加者：35名





### 3. 社会貢献事業

#### 地域社会の発展に貢献するための取組を実施

##### 【女性部会による節電活動(いちごプロジェクト)】

- ・実施日：平成27年12月8日
- ・場所：村田町物産交流センター
- ・活動内容：節電PRのチラシ、防寒グッズ(カイロ、靴下)配布



##### 【青年部会によるテント寄贈】

- ・実施日：平成27年12月4日
- ・場所：白石市役所
- ・活動内容：白石市へ災害対策等に使用するテント6張りを寄贈



##### 【女性部会による被災地視察復興応援・防災研修】

- ・実施日：平成27年11月27日
- ・場所：南三陸町、気仙沼市
- ・活動内容：被災地支援と震災から学んだ防災の研修会
- ・参加者：18名



### 4. 会員交流

#### 異業種交流による会員親睦

##### 【親善ゴルフ大会】

- ・実施日：平成27年9月8日
- ・場所：東蔵王ゴルフ倶楽部
- ・参加者：41人





## 5. 各支部活動

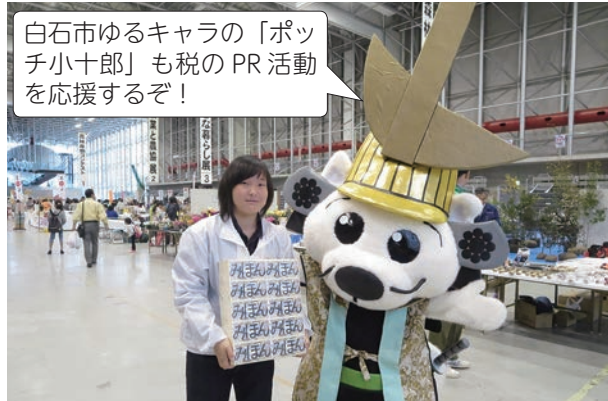
### 各支部における税のPR活動及び経営支援活動等

#### ●各支部活動

##### 【白石支部】

##### ★白石農業祭における税のPR活動

- ・実施日：平成27年11月7日～8日
- ・場 所：ホワイトキューブ



##### 【角田支部】

##### ★かくだふるさと夏まつりにおける税のPR

- ・実施日：平成27年8月14日
- ・場 所：仙台銀行角田支店駐車場



##### 【大河原支部】

##### ★オートムフィステバルにおける税のPR活動

- ・実施日：平成27年10月18日
- ・場 所：大河原町役場



##### 【白石支部】

##### ★経営セミナー「アンガーマネジメント基礎講座」

- ・実施日：平成27年12月7日
- ・場 所：白石商工会議所
- ・講 師：内野澤 香緒里氏（アンガーマネジメント協会）
- ・来場者：10名



##### 【柴田支部】

##### ★しばた産業フェスティバルにおける税のPR

- ・実施日：平成27年11月8日
- ・場 所：船岡小学校校庭



##### 【蔵王支部】

##### ★産業まつりにおける税のPR活動等

- ・実施日：平成27年10月17日～18日
- ・場 所：蔵王町ございんホール





## 【蔵王支部】

### ★マイナンバー研修会

- ・実施日：平成27年12月1日
- ・場 所：(有)たまや旅館
- ・講 師：後藤 昭公氏 (法人課税部門統括調査官)
- ・参加者：8名

平成28年1月よりマイナンバーが運用開始となります。具体的な事務処理を進める時期となっています。



## 【丸森支部】

### ★丸森町商工会丸森町役場商工観光課との合同講演会

- ・実施日：平成27年11月2日
- ・場 所：国民宿舎 あぶくま荘
- ・テーマ：マイナンバー導入後の実務対応
- ・講 師：社会保険労務士事務所 Hand in Hand 代表 上江 誠 氏
- ・参加者：44名

平成28年1月より、マイナンバー制度が運用開始となります。ポイントは、マイナンバー取得時の本人確認と、セキュリティ管理です。



## 【川崎支部】

### ★川崎商工祭における税のPR活動

- ・実施日：平成27年10月18日
- ・場 所：国道286号沿い特設会場 (川崎町)



税金クイズで、川崎名物こんにゃくサービスだぜい！

## 【村田支部】

### ★陶器市における税のPR活動(絵はがき展、税クイズコーナー他)

- ・実施日：平成27年10月16日~18日
- ・場 所：相山タクシー

大河原税務署長も来られました。税金クイズで、コーヒー、ぜんざいサービス！



## 6. 各種会議等

### 事業運営のために各種会議において、議論を実施

#### 【理事会(第2回)、合同委員会及び福利厚生連協】

- ・実施日：平成27年8月19日
- ・場 所：和洋亭ぶざん (大河原町)



理事会において、1件の決議事項と5件の報告事項すべて了承となり、合わせて、各委員会の合同委員会及び福利厚生制度連絡協議会を実施

#### 【総務委員会】

- ・実施日：平成27年12月9日
- ・場 所：(株)きちみ製麺会議室



マイナンバー制度運用開始に伴う規程等の制定及び改定等について議論

### 【組織委員会】

- ・実施日：平成27年8月27日
- ・場 所：大河原町商工会会議室



会員増強施策について議論

### 【支部担当者会議】

- ・実施日：平成27年9月19日
- ・場 所：大河原町商工会会議室



支部の事務処理等について打合せ

### 【広報委員会】

- ・実施日：平成27年8月3日、11月4日、12月18日
- ・場 所：大河原駅前「オーガ」、和洋亭ぶざん



会報作成の内容等について議論

### 【東北税理士会大河原支部との連絡協議会】

- ・実施日：平成27年9月7日
- ・場 所：大河原駅前「オーガ」



会員増強の取組等について意見交換

## 税理士記念日

# 無料相談会

税理士法に基づき、社会奉仕活動の一環として、小規模な事業者のために東北税理士会大河原支部主催による相談会を開催します。

- ◆日時 平成28年2月23日（火）10時～15時
- ◆場所 各税理士事務所（※相談希望の方は平成28年2月19日（金）までに事務局にご連絡下さい。）
- ◆内容 所得税の確定申告相談、確定申告の作成指導、消費税等の税務相談
- ◆主催 東北税理士会大河原支部
- ◆事務局 高橋武税理士事務所 Tel 0224-52-4503

## 税理士会による無料相談所とは

わが国では、納税者自らが自分の所得や税額を計算して納付する（自主申告納税制度）を採用しております。税理士は、このような制度の中で納税者が正しく申告し、納税できるように、独立した公正な立場で依頼者の相談に応じたり、申告書類の作成指導や税務代理などを目的とする職業専門家であります。私たち税理士は、税理士法に基づき、社会奉仕活動の一環として、小規模な事業者の皆さんたちが自分で申告書を作成できるように、相談所を開設しております。



## 主な事業の12月までの実施状況及び1月以降の予定

月	事 業	会 議 等
4		・ (27) 第1回理事会
5	・ (28) 定時社員総会における記念講演会	・ 各支部、各部会総会 (4月～5月) ・ (28) 定時社員総会、臨時理事会
6	・ (13) わんぱく相撲大会 ・ (10) 法人税申告等に係る説明会 (上期) ・ (24) 社員教育セミナー (インターネットの危険性と不正な手口)	・ (19) 税制委員会
7	・ (17) 社員教育セミナー (マイナンバー制度&雇用トラブル対策) ・ (23) 夏の節電啓発活動 (女性部会)	・ (2) 広報委員会 ・ (2) 総務委員会 ・ (3) 厚生委員会 ・ (7) 事業委員会
8	・ 各支部における税のPR活動 (8月～11月)	・ (19) 第2回理事会 ・ (25) 広報誌発行「夏号」 ・ (27) 組織委員会
9	・ (8) 親善ゴルフ大会 ・ (17) 改正税法説明会 (仙南優法会共催)	■会員増強特別運動 (9月～12月) ・ (7) 東北税理士大河原支部との連絡協議会 ・ (18) 支部担当者会議
10	・ (19～23) 税に関する絵はがきパネル展示 (大河原税務署) ・ (8) 中小企業会計啓発・普及セミナー ・ (15) 租税教室講師研修会	
11	・ (9) 新設法人説明会 ・ (17) 移動講演会 (医療・健康セミナー) ・ (17) 租税教室 (白石二小) ・ (19, 20) 年末調整説明会 ・ (20) 全国青年の集い茨城大会 (青年部会) ・ (26) 税務講演会 (仙南優法会共催) ・ (27) H28税制改正要望陳情 (白石市、白石市議会) ・ (27) 被災地視察復興応援・防災研修 (女性部会)	■税を考える週間 (11～17) ・ (4) 広報委員会
12	・ (2) 仙南ひまわり会講演会 ・ (8) 法人税申告等に係る説明会 (下期) ・ 租税教室 (横倉小/11、大河原小/15、村田小/15、永野小/16) ・ (8) 冬の節電啓発活動 (女性部会)	・ (9) 総務委員会 ・ (18) 広報委員会
1	・ 租税教室 (桜小/19) ・ (22) 大河原税務署長講演会 (理事会時)	・ (22) 第3回理事会 ・ (28) 広報誌発行「冬号」
2	・ (1) 税に関する絵はがき選考会 (女性部会) ・ 特別講演会 (青年部会)	・ (9) 支部担当者会議
3		・ (7) 事業委員会 ・ (14) 組織委員会 ・ (14) 厚生委員会 ・ (24) 総務委員会 ・ (28) 第4回理事会

### お 知 ら せ

●**相続税が平成28年1月1日よりマイナンバー制度が運用開始されます。**

- ・平成28年1月以降の社会保障、税の手続きにマイナンバーの記入が必要となります。
- 詳細は、政府広報 ([www.gov-online.go.jp](http://www.gov-online.go.jp)) や国税局ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) 等をご覧ください。

●**「e-Tax (電子申告)」の利用を推進しています。**

- ・e-Taxで、確定申告書等の作成ができ便利です。詳細は、国税庁ホームページをご覧ください ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))。

平成27年10月から



マイナンバーが国民のみなさまのもとに！

導入準備は進んでいますか？

## マイナンバー導入チェックリスト

☆ マイナンバーの導入に際し、事業者のみなさまは、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。

従業員数の少ない事業者では、以下のチェックリストを参考にしてください。☑

### <担当者の明確化と番号の取得>

- マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人など）。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。  
①顔写真の付いている「個人番号カード」か、②10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。

※ 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。

※ アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。



### <マイナンバーの管理・保管>

- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウイルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。
- 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーがなくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

### <従業員の皆さんへの確認事項>

- 裏面を掲示版に貼るなどして、従業員の皆さんに通知が届く時期や何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょう。

ご不明な点は **マイナンバーのコールセンター**  
**0570-20-0178** へ

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。 ※ 平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）  
※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

 **内閣府**  
Cabinet Office, Government of Japan

（平成27年5月作成）



# 国税分野におけるポイント



## ポイント①

税務関係書類に番号を記載していただく必要があります!

### 番号の記載が必要となる時期(例)

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書から	(平成28年分の場合) 平成29年2月16日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	(平成28年12月末決算の場合) 平成29年2月28日まで
法定調書(注)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申請書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

(注) 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等の番号も記載する必要があります。

### 番号記載のイメージ

ここに提出される方の番号を記載してください!



## ポイント②

申告書等を提出する際に、本人確認が必要になります!

- 税務署等に個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 1 個人番号カード(番号確認と身元確認)
- 2 通知カード(番号確認) + 運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)
  - ・ 通知カードとは、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカードです。
  - ・ 個人番号カードとは、本人が市区町村に交付を申請し、通知カードと引換えに交付を受けることができるカードです。個人番号カードには、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

### 通知カード



### 表面



### 個人番号カード

### 裏面



## 社会保障・税番号<マイナンバー>制度の最新情報やお問い合わせはこちら

- ・ 内閣官房「社会保障・税番号<マイナンバー>制度」ホームページ  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・ コールセンター **0120-95-0178** 平日 9時30分~22時00分  
土日祝 9時30分~17時30分 (年末年始を除く)

## 国税に関する社会保障・税番号<マイナンバー>制度(法人番号を含む)の最新情報はこちら

国税庁ホームページのトップページ上段の をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

最新情報は、随時更新しますので、お知らせコーナーをご覧ください。



法人会の経営者大型総合保障制度

## 広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は  
昭和46年に発足し、  
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。  
これからも会員のみなさまを  
お守りしてまいります。



仙台支社/宮城県仙台市青葉区大町1-1-1  
(大同生命仙台青葉ビル) TEL 022-221-5486



仙台支店/宮城県仙台市青葉区一番町1-9-1  
(仙台トラストタワー23F) TEL 022-726-7551



今年も法人会の  
福利厚生制度の普及を通じ、  
会員企業とそのご家族の皆様  
安心をお届けしてまいります。  
本年も何卒  
よろしくお願い申し上げます。

平成二十八年

謹賀新年



仙台総合支社  
〒980-6122 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22F  
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505  
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)